

令和2年8月吉日

お客様各位

コアフロント株式会社

COREFRONT

サージボーン(SURGYBONE)への保険適用について

弊社のサージボーン(SURGYBONE)が、上顎骨形成術並びに下顎骨形成術の際に用いる超音波切削機器として、令和2年8月1日より保険適用されましたので、下記の通りお知らせ致します。

1. 対象製品

一般的名称	販売名	承認・認証番号
歯科用多目的超音波治療機器	サージボーン (SURGYBONE)	22300BZX00102000

2. 保険適用の概要

保険適用日：令和2年8月1日

診療報酬区分：J200-4-3 超音波切削機器加算

注 区分番号J069（上顎骨形成術）、J075（下顎骨形成術）及びJ075-2（下顎骨延長術）に掲げる手術に当たって、超音波切削機器を使用した場合に加算する。

詳細は、厚生労働省ホームページ>令和2年度診療報酬改定について>第3 関係法令等>(2) 1 診療報酬の算定方法の一部を改正する件(告示)>令和2年厚生労働省告示第57号>別表第2（歯科点数表）>第2章 特掲診療料>第9部 手術>第3節 手術医療機器等加算 をご覧ください。

以上

お問い合わせ先

コアフロント株式会社 デンタル事業部

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町2-11 外濠スカイビル4F

TEL: 03-5579-8710 / FAX: 03-5579-8711

desk@corefront.com

<https://www.corefront.com/>